

令和 3 年 3 月 23 日

## 令和 2 年度包括外部監査結果報告書（概要版）

長崎市包括外部監査人 弁護士 川添志

令和 2 年度の包括外部監査を終了しましたので、その概要をご報告いたします。

### 1. 選択したテーマと監査対象

#### （1）監査のテーマ（特定の事件）

水道及び下水道事業に関する事務の執行について

#### （2）選定理由

長崎市の水道及び下水道は、市内に河川やダムなどの水源が少ないこと、また、平坦地が少なく坂道が多い地形から山の上まで水を送る必要があるため、引水施設等が多く、その建設費や維持管理費を要することから、元来、他都市に比して水道料金や下水道使用料も高い傾向にある。

今後、施設の老朽化等に伴う更新需要の増加が見込まれており、これに加え、九州に限っても熊本地震（平成 28 年）や九州北部豪雨（平成 29 年）が発生するなど例年のように大規模な自然災害の発生リスクが増大しているなかにあって災害への備えにかかる事業費の増加も必至といえる。他方、長崎市の総人口は年々減少しており（令和 2 年 5 月 1 日現在 407,918 人）、これに伴う水需要の減少により事業の根幹となる料金収入の減少となれば、おのずと料金の値上げ等を検討せざるを得ず、かかる現状につき市民へ丁寧に説明し理解を求めていくことは重要といえる。

長崎市では、厳しい事業環境の変化に対応し、これから上下水道事業がより発展的に持続するため、まちづくりの指針となる「第四次総合計画」、「後期基本計画」のもと、平成 27 年 12 月に「長崎市上下水道事業マスタートップラン 2015」を策定し、計画期間を 2015 年（平成 27 年）から 2024 年（令和 6 年）までの 10 年間として、水道事業は、「時代や環境の変化に的確に対応し、水質基準に適合したおいしい水が、必要な

量、いつでも、どこでも、誰でも適正な料金により、持続的に受け取ることが可能な水道を目指す」ことを、下水道事業は、「汚水処理・雨水排除等の基本的機能を適切なマネジメントにより、サービスの安定性や効率性等、質的な向上を図り、さらに資源・エネルギー利用等の多様な取組み等が可能となる進化する下水道を目指す」ことをそれぞれの基本理念としてその達成に向けた取り組みを実施している。

当該監査年度となる令和元年度は、「長崎市上下水道事業マスタープラン 2015」の中間見直しの年度であることに加え、平成 30 年 12 月に成立した水道法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 92 号)が令和元年 10 月 1 日に施行されていることから、上下水道事業に関する事務の執行として、法改正の趣旨を踏まえつつ長崎市の置かれた現状に対応した適切な効果を発現する方向になっているのかにつき、法令等に対する合規性はもとより、経済性・効率性・有効性の観点から検討を行うことは有意義と判断するとともに、過去に監査テーマとして平成 13 年度に水道事業、平成 20 年度に下水道事業が取り上げられているが既に一定期間経過していることに鑑み、今年度の監査のテーマ（特定の事件）として選定した。

#### （3）監査の対象期間

原則として令和元年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）。ただし、必要に応じて平成 30 年度以前及び令和 2 年度の執行分を含む。

#### （4）監査の実施期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 23 日まで

#### （5）監査実施者

包括外部監査人（弁護士）、監査補助者（弁護士 2 名、公認会計士 2 名）

## 2. 監査の方法

#### （1）主な監査の着眼点

- ア 上下水道事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に処理、実施されているか。
- イ 上下水道事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、（特に現状の財務状況の観点から）経済性、効率性及び有効性の観点から適切に実施されているか。

合規性	地方自治法等法令に違反していないか
経済性	無駄なコストがかかっていないか

有効性	目的とした成果をあげているか
効率性	より成果の出る方法はないか

## (2) 主な監査手続

### ア 監査対象事業の概要把握

- ① 基本的な情報として、関連する上下水道事業関連の法令、規則等の概要を入手、理解する。
- ② 関連する部課の組織の状況、実施事務の内容を把握する。
- ③ 市の策定した「長崎市第四次総合計画（後期基本計画）」、「同・実施計画」、「長崎市上下水道事業マスタープラン 2015」、「長崎市上下水道事業概要」、「長崎市水道事業会計決算書」及び「長崎市下水道事業会計決算書」等を閲覧し、市の上下水道事業にかかる方針・課題・重点事業等を把握する。

### イ 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

- ① 監査対象事業についての事業説明資料を閲覧する。また、これらの資料について、事業を所管する部署から意見聴取を行い事業の概要を把握するとともに課題等を分析する。
- ② 契約書等無作為に抽出のうえ、事務手続きの合規性や内容の妥当性につき検証する。
- ③ 下水道事業にかかる平成 20 年度包括外部監査において指摘等がなされた事項の改善状況等を検証する。
- ④ その他、市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるような内部統制が構築されているか、効率的かという視点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施。

### ウ 現地視察

必要に応じて実地に赴き、事業の状況を視察するとともに、現場担当者に事業の概況について意見聴取を実施。

## 3. 報告書の構成

第1章 監査の概要

第2章 監査対象の概要（基本的事項）

第3章 監査の結果及び意見

#### 4. 報告書の要約

概要版では、報告書のうち特に重要と考えられる項目のみを抜粋して、以下記載する。

### 第3章 監査の結果及び意見

#### 0 監査結果の概要

##### 1. 指摘及び意見の件数

指摘及び意見の件数は、以下のとおりである。

指 摘： 11 件
意 見： 16 件

##### 2. 指摘及び意見の内容

今回の包括外部監査では、次の7項目について監査を実施した。

- I 事業計画
- II 収入及び財産管理（水道料金及び下水道使用料、債権管理）
- III 支出（契約、補助金・貸付金等）
- IV たな卸資産管理
- V 固定資産管理
- VI 情報セキュリティ
- VII 会計

上記項目ごとに導き出した指摘・意見の件数及び主な内容は、次の表のとおりである。

【指摘・意見の件数及び内容】

			指摘	意見	内 容
I 事業計画				●	基本施策の実現に向けた実効性のある広報活動の検討について
				●	的確な目標値の設定について
				●	適切な人員配置について
II 収入及び財産管理	1. 水道料金及び下水道使用料			●	検針委託契約書における連帯保証人の取扱いについて
				●	スマートメーターの導入について
				●	定期的な水道料金の水準及び体系の検討
	2. 債権管理			●	徴収率向上に向けた方策について
				●	下水道使用料の不納欠損処理に際しての相続人調査について
				●	要件検討のためのチェックリスト等の作成について
				●	分納誓約書の徴求について
				●	悪質滞納者に対する対応について
III 支出	1. 契約		●		決議書の不足
			●		保管記録の一覧性、保管方法の見直し
	2. 助成金・貸付金		●		連帯保証人への通知時期について
			●		同意書や誓約書の徴求について
IV たな卸資産管理				●	預かり品の貯蔵品計上について
				●	貯蔵品の購入基準の設定について
				●	薬品の在庫計上について
V 固定資産管理			●		固定資産の正確な情報把握について
			●		適切な費用処理について
VI 情報セキュリティ			●		情報セキュリティ実施手順の策定について
VII 会計				●	リース契約における契約書雛形について
				●	リース注記について
				●	現金管理方法について
				●	パスワード管理について
				●	出納状況報告システムのアカウント発行について
				●	収納の手計算について
合 計		11	16		

以下、項目ごとに監査の結果及び意見を記載する。なお、各項目の番号は報告書記載の番号である。

## I 事業計画

(概要説明)

「長崎市第四次総合計画（後期基本計画）」（水道事業；E－9（「安全・安心な水を安定して供給します」），下水道事業；D－3（「良好な生活環境を確保します」）及び「長崎市上下水道事業マスターplan 2015」（マスターplan）に設定されている各施策に対する取組みや主要事業につき、令和元年度の成果目標及び実績値を踏まえ、問題点の確認や課題の検証、また、マスターplan策定時における財政計画（平成27年度から令和6年度までの10年間）と令和元年度を含む3か年度の実績値を比較し計画通りに推移しているか等につき監査を実施。

## 5. 監査の結果及び意見（指摘：0件、意見：3件）

### （1）基本施策の実現に向けた実効性のある広報活動の検討について【意見】

成果指標は、マスタープランに設定されている基本方針、基本施策に応じて設定されており、その目標値が定められている。その目標達成のために時代の変化や社会情勢を踏まえながら有効かつ効率的な広報活動を検討していく必要がある。この点、上下水道事業に共通する「広報・広聴活動の推進」(いずれも同1-2)の広報活動としては、イベントや出前講座の開催による周知としているところ、監査年度中に発生した新型コロナウイルスの感染拡大の終息が不透明な中では実施の可否を含めその実効性に疑問があるところである。テレビ講座や動画配信等、時機に応じた実効性のある広報活動を検討されたい。

### （2）的確な目標値の設定について【意見】

成果指標は毎年度の目標値を設定するところ、目標値と実績値が乖離するものも散見される（水道事業：基本施策2-1、3-1、下水道事業：同2-1、3-1、3-2）。目標値と実績値が乖離する場合には、実績値が目標値を下回った場合の原因の検証に加え、目標値の設定自体の合理性についても今一度検証すべきである。

### （3）適切な人員配置について【意見】

上下水道事業に共通する基本施策である「組織力の強化・向上」(いずれも同3-2)において、職員給与費営業収益比率を成果指標に、多くの職員の退職が見込まれる中で培ってきた技術等の継承や技術の習得や技術力の向上に努めて組織力の強化を図るとしている。現在、上下水道局所属の技術職職員は、総計156名中、50代が63名と約40%を構成しており、技労職（整備士）に至っては総計50名中、50代が35名であり、事務職を含む合計263人の職員のうち50代が113名と約43%を占めている状況である。技術職員の確保や年齢構成の適正化については、長崎市全体の職員採用・人事管理により、技術職員の確保や年齢構成の平準化を図っており、令和元年度からは、59歳まで受験が可能なU.I.Jターンの民間企業等経験者の採用も行うなど、新たな取組みも進めている。また、研修への派遣や現場研修等により知識の習得や技術力の向上に努めているところである。技術職員の確保等は、今後も上下水道事業の推進にあたり重要な課題のひとつといえる。

## II 収入及び財産管理（水道料金及び下水道使用料、債権管理）

### （概要説明）

収入、なかでも水道料金及び下水道使用料に着目し、2項目に分け、「1. 水道料金及び下水道使用料」の項目では、使用開始（開栓）から調定・徴収までの事務の流れ、各料金の推移や長期財政収支計画に基づく今後の見込みを前提に各料金設定における課題の有無等について、「2. 債権管理」の項目では、未納付の際の滞納停水までの事務の流れ、未収金額等の推移未収金回収手続や不納欠損処理が適時適切になされているか等に着目して監査を実施。

#### 1. 水道料金及び下水道使用料（指摘：1件、意見：2件）

##### （8）監査の結果及び意見

###### ア 検針委託契約書における連帯保証人の取扱いについて【指摘】

検針業務における個人との委託契約書について、受注者個人の契約とともに、損害が生じた場合の連帯保証人として、別の個人が署名して連帯保証契約を締結している。確認した個人4名にかかる委託業務契約書において、それぞれに4人が他の3人の連帯保証契約を締結している状況にあった。つまりは、A・B・C・Dの4人の業務受注者について、Aの連帯保証人がBとなり、Bの連帯保証人がCとなり、Cの連帯保証人がDとなり、Dの連帯保証人がAとなっていた。AからDの契約書（業務委託契約書及び連帯保証契約書）は、一連で取りまとめられており、連帯保証意思の確認書類として、その後に全員の印鑑証明が添付されていた。

連帯保証契約時に取得した印鑑証明書なのか、業務委託契約時に取得した印鑑証明書なのか判別不能であった。印鑑証明書を連帯保証意思の確認資料として添付するのであれば、連帯保証契約書に添付を要するところである。重要書類の取扱い、添付方法について再度、検討の上、取扱いを改める必要がある。

###### イ スマートメーターの導入について【意見】

スマートメーターの導入事例は全国的にも増えており、水道法改正の付帯決議の趣旨も踏まえ導入について検討を進めており、水道メーターの使用量をデータ管理することで、目視による検針業務を不要とすることも可能との回答であった。他方、スマートメーターの導入には、初期の設備投資費用や十分に普及していないことから予測していない問題が生じる可能性は懸念されるところである。現時点においても検討していることだが、目視による検針業務に比して経済合理性に合致するか今後も慎重に検討してほしい。

#### ウ 定期的な水道料金の水準及び体系の検討【意見】

現状の体制として、毎年度、長期財政計画を策定し長期の収支状況を把握するべく、経営状況については定期的料金改定の要否等について局内協議が設けられている。この点、厚生労働省が示した「水道の基盤を強化するための基本的な方針(厚生労働省告示第135号)」では、「長期的な観点から、将来の更新需要等を考慮した上で水道料金を設定すること。その上で、概ね3年から5年ごとの適切な時期に水道料金の検証及び必要に応じた見直しを行うこと。」(同方針第3水道事業等の健全な経営の確保に関する事項(1))と明記されていることを踏まえれば、生活に欠くことのできない都市機能である水道について、適切な時期に水道料金を検証し、これに必要な見直しを行うことは、水道事業を運営する公共団体の責務であるといえる。長崎市においてマスタープランをより実践的に運用するためにも、今後も引き続き上記の方針に基づき『水道料金算定要領』(「公益財団法人日本水道協会」作成)等の実務資料を参照しながら少なくとも3年から5年ごとに定期的に水道料金の水準や体系の検討を行うことが望ましいと考える。

## 2. 債権管理

### (4) 監査の結果及び意見 (指摘：1件、意見：4件)

#### ア 徴収率向上に向けた方策について【意見】

私債権である水道料金について、根拠法令となる長崎市水道事業給水条例に損害賠償金等(督促手数料並びに延滞金)の規定がないことについては、平成21年に上下水道局で検討し、生活困窮者等から延滞金を徴収することが極めて難しいこと等の理由により徴収しないことと結論づけているが、同規定を設けることで徴収率を向上させることができるかどうか、再度検討されたい。

#### イ 下水道使用料の不納欠損処理に際しての相続人調査について【意見】

債務者本人が死亡すると相続が開始し(民法第882条)、相続人が相続開始の時から債務者本人の財産に属した一切の権利義務を承継する(民法第896条本文)から、相続人に本債権の支払義務が承継される。債務者本人が死亡したとしても、相続人全員が相続放棄をしない限り、債権の支払義務は消滅することはないのであるから、本人死亡という理由で不納欠損処理をするにあたっては、公債権である下水道使用料の調査権により、相続人調査として、戸籍情報の調査まで実施することが望ましい。

ウ 要件検討のためのチェックリスト等の作成について【意見】

給水停止措置を講じるにあたり、督促状の発付等、データ上の一覧表でリストは確認できたものの、給水停止の措置と紐づけして確認できるようになっておらず、ヒアリングを実施した際も確認に時間を要する状況であった。生活者のライフラインとなるものであり、給水停止等の状況がわかるように、簡易なチェックリスト等を作成することが望ましい。

エ 分納誓約書の徴求について【指摘】

分納については、水道料金の場合、履行延期の特約（地方自治法施行令 171 条の 6）の要件を満たす必要があり、下水道使用料の場合、執行猶予（地方税法 15 条）または換価猶予（同条の 5）の要件を満たす必要がある。ヒアリングを実施して無作為に原記録を確認したところ、これらの要件を充足して運用されていることは確認できたが、分納の手続として、原則として分納誓約書を徴求する取り扱いとしながら、中には徴求できていない案件も存在することであった。分納誓約書の徴求は、延滞者に支払いを促す効果があるだけでなく、消滅時効の中止事由にもあたることから、分納誓約書を徴求する原則的運用を再確認されたい。

オ 悪質滞納者に対する対応について【意見】

水道料金については、督促後相当期間経過後、履行延期の特約や徴収停止の措置を採らない場合は、訴訟手続を採らなければならず（地方自治法施行令第 171 条の 2 第 3 号）、下水道使用料については、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに滞納者が使用料を支払わなければ、地方税の例により滞納処分することができる（地方自治法 231 条の 3 第 3 項、地方税法 331 条）。

こうした法令に基づき適切に法的措置が講じられているか調査したところ、電話督促や臨戸訪問等に全く応じないケースや、物理的に給水停止措置が講じられないケース等について、支払督促の申立が行われていた。もっとも、仮執行宣言付きの支払督促を得た後、任意に支払いがなされているケースも一定数ある一方で、延滞をさらに継続し、物理的に給水停止措置が講じられないケースでは、給水を受けながら滞納を続ける者も見受けられた。こうした悪質滞納者に対しても、支払督促の申立てどまっているのが現状であり、水道料金を支払っている者との公平の観点から、強制執行手続やその前提としての財産調査の手続を検討すべきである。

### III 支出（契約、補助金・貸付金等）

#### （概要説明）

支出、なかでも契約、補助金・貸付金等に着目し、2項目に分け、「1. 契約」の項目では、上下水道局での契約締結（主に、比較的少額の物品購入や修繕）にかかる事務手続き上の問題点の有無やその内容等について、「2. 補助金・貸付金等」の項目では、令和元年度に実施している、水洗便所改造費補助金、汚水ポンプ設備等設置補助金、共同排水設備設置補助金及び水洗便所改築資金貸付金の各制度における事務手続き上の問題点の有無やその内容につき監査を実施。

#### 1. 契約

##### （4）監査の結果及び意見（指摘：1件、意見：0件）

###### ア 決議書の不足【指摘】

緊急修繕として実施した「三芳町径350耗配水管修繕」について、本来、契約締結日に決議が必要とされる支出負担行為決議書の決裁がなされていなかった点については、同じような手違いがないようにされたい。また、抽出した一部の契約書を確認した上で発見された処理内容であったため、再発防止に加え、誤った処理がないかどうか管理・報告する体制を整える必要がある。

#### 2. 助成金・貸付金

##### （4）監査の結果及び意見（指摘：1件、意見：2件）

###### ア 保管記録の一覧性、保管方法の見直し【意見】

平成20年度包括外部監査における「貸付限度超過があった」との指摘を踏まえ、監査対象年度の記録を無作為に抽出して確認したところ、特段、貸付限度額を超過した事案は見当たらなかった。担当課としても過去の指摘を意識して対応しているとのことであった。他方、記録を精査するにあたり、対象となる物件の図面や写真、口座振替の依頼書等の書面が別々に保管されており、案件ごとの保管記録として一覧性を欠いていた。また、債務者・保証人が署名捺印済みの借用書は別途鍵付キャビネットに保管されているものの、印鑑証明書の原本は同鍵付キャビネットに保管しているファイルとは別のファイルで保管しており、保管方法にも改善すべき点があるように感じられた。年々貸付の件数自体は減少していることから、案件ごとに個別に管理し、重要な書類をまとめて金庫保管とするなど、一覧性の確保や管理保管方法の工夫や見直しを検討されたい。

#### イ 連帯保証人への通知時期について【意見】

連帯保証人への請求については、平成 20 年度包括外部監査において「連帯保証人にも延滞額の請求などすべき」との指摘を受けていたところ、現在の運用は、原則として借受人（主債務者）からの返還を受け、長期にわたり償還を怠った場合や催告に対し無反応であった場合に限り、連帯保証人に連絡し支払の催告が実施されている。もっとも、連帯保証人に対する請求は、連帯保証人からの回収を図るとともに、連帯保証人への請求がなされたことを主債務者が知ることによって、主債務者の返済意思にも影響を与える、主債務者による返済を促す効果も期待できるものである。そこで、主債務者の滞納が発生した場合には、一定の時期を定めて連帯保証人にも滞納の事実を通知するなどして適切な時期に債権の回収を図ることができるよう改善を検討されたい。

#### ウ 同意書や誓約書の徴求について【指摘】

個人情報の提供に関する同意書が徴求されていないが、利用目的を明示するとともに、連帯保証人等の関係者に状況を提供することがあり得ることを想定して同意書を徴求すべきである。また、貸付対象者に関する暴力団排除の対応がなされていないが、長崎市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 20 日・条例第 59 号）に基づく取組みとして、県警への照会や暴排誓約書等の徴求を行うべきである。

### IV たな卸資産管理

#### (概要説明)

たな卸資産（貯蔵品）の種類や保有状況、倉出・倉入に係る事務の流れを確認し、現地調査を実施して現物を確認するとともに、たな卸除外品や薬品の位置づけに着目して監査を実施。

#### 7. 監査の結果及び意見（指摘：0 件、意見：3 件）

##### (1) 預かり品の貯蔵品計上について【意見】

給水課が購入したものの使用しなかった材料がたな卸除外品として貯蔵品に計上されていないが、他の材料と同様に貯蔵品として計上する必要があると考える。また、現在、給水課で購入した材料を使用しなかった場合の取扱いについての規定がないことから、規定の作成を検討して頂きたい。

### （2）貯蔵品の購入基準の設定について【意見】

貯蔵品の購入についてはその数量や時期等の具体的な購入基準が定められていない。

現状、経験者が業務を担当しており特段の不都合は生じていないことであり、また、画一的な基準の設定によりかえって緊急事態に十分な対応ができない等のリスクも想定されるとするが、担当者不在時の対応のみならず、担当者の交代による円滑な業務引継ぎを履践していく上で、目安となる客観的な基準を設定しておくことは業務の効率化に資するところである。貯蔵品にかかる購入基準の作成を検討されたい。

### （3）薬品の在庫計上について【意見】

長崎市上下水道局としては、薬品については正確な使用量や残量の把握が困難であり、厳密な倉入・倉出管理を行うことが難しいことから、貯蔵品として管理しておらず在庫として計上していない。しかしながら、地方公営企業の会計規程（例）等に照らせば、重要性の原則による判断の余地はあるものの、薬品についても期末には残量を薬品費から貯蔵品に振り替え、在庫として計上する必要があると考える。在庫量の把握方法につき他市を参考に、薬品についても期末に貯蔵品として計上することを検討されたい。

## V 固定資産管理

### (概要説明)

固定資産の管理状況を前提に、下水道事業の公営企業移行時の処理や監査年度に取得又は除却した資産が適正に会計処理されているか、減価償却計算が適正になされているかを中心に検証し、現在取組み途上にあるアセットマネジメント（将来にわたって事業の経営を安定的に継続するための中長期的視野に立った計画的な資産管理）の構築に向けた障害の有無等に着目して監査を実施。

## 8. 監査の結果及び意見（指摘：2件、意見：0件）

### （1）固定資産の正確な情報把握について【指摘】

固定資産データの検討を行った結果、固定資産台帳への登録が誤っているものや登録されている資産の中に内容が不明なものがあり、その原因としては単純な登録ミスや市町村合併の際に詳細不明な資産をそのまま引き継いだものなどが見受けられた。水道事業及び下水道事業ではそれぞれ約2万件の固定資産を保有しており、年度決算

ごとにすべての固定資産の内容を確認することは現実的には不可能であると考えられるため、過年度の誤りがそのままになっていたと思われる。

現在アセットマネジメント支援情報システムを構築中であるが、システムの有効な運用のためには、保有している固定資産について、正確な情報を把握しておくことが不可欠であると考える。

アセットマネジメント支援情報システムの運用前に、固定資産の正確な情報の把握、及び、修正が必要なものについては適切な修正をしていただきたい。

## （2）適切な費用処理について【指摘】

建設仮勘定の中に本勘定への振替予定のないものがある。本来、事業計画通りに着工に至らず今後も着工の見通しがないものについては、判明した際に適切に処理する必要があるため、建設仮勘定として計上し続けるべきではない。

確認したところ、今回判明したものについては令和3年度に適切に費用処理する予定とのことであった。今後は毎期、建設仮勘定明細の内容の確認を行い、処理もれがないようにしていただきたい。

# VI 情報セキュリティ

## （概要説明）

平成18年3月23日に制定された「長崎市情報セキュリティポリシー」（最終改定は平成21年4月1日）に基づく運用の実施状況につき監査を実施。

### 3. 監査の結果及び意見（指摘：1件、意見：0件）

#### （1）情報セキュリティ実施手順の策定について【指摘】

長崎市の情報資産の機密性等を維持するための対策を整備するために、「長崎市情報セキュリティポリシー（長崎市情報システム課作成）」が定められており、情報システムごとの具体的な情報セキュリティ対策の実施手順として「情報セキュリティ実施手順」を作成し、実務レベルでの情報セキュリティ対策を実施することとすると記載されている。「情報セキュリティ実施手順」は、実施手順を作成するための「ガイドライン」とそれに沿って各所属で作成する「業務マニュアル」で構成されるが、現在に至るまで「ガイドライン」が策定されていないことから「業務マニュアル」も策定できない状況である。また、同セキュリティポリシーは、平成18年3月23日の制定以

降、平成 21 年 4 月 1 日に一度改定されているもののその後の改定は行われていない。世界的に個人情報保護の規制の強化が進み、日本でも個人情報保護法が改正されるなどの法整備がなされるなど、今日の情報化社会・コンピュータ社会において適切な個人情報の管理を実現するために必要な対策をとることは急務である。また社会のめまぐるしい変化とともに、大量なデータが氾濫することになり、取り扱われる個人情報データが漏洩されるなどの社会的な重要問題も頻出し、日を追うごとに個人情報保護の重要性は益々高まっているといえる。個人情報に携わる公共団体として、社会における個人情報漏洩の現実を踏まえ、保護の法制化の観点から、「ガイドライン」が策定されたのち、「業務マニュアル」を直ちに策定し実務レベルでの必要な対応を明確化しておくべきであると考える。確かに、各担当課において独自に意識付けをして努力して対応する姿勢は見られるが、個人情報の重要性に対する意識付けを継続するために実施手順の更新や職員教育の実施による適正な取扱いに努めていただきたい。

## VII 会計

### (概要説明)

現金管理及び収納プロセスを前提に、計上された収益費用のサンプリング調査により数値の計上誤りや未承認の計上の有無、収益的支出と収益的支出の計上誤り等を確認するとともに、財務状況について財務分析科目を指標として九州各県（沖縄県を除く）の県庁所在地と比較するなどして監査を実施。

### 7. 監査の結果及び意見（指摘：4件、意見：2件）

#### （1）リース契約における契約書雛形に関して【指摘】

上下水道局は、リース契約を締結する際は、上下水道局内で管理している「賃貸借契約書」の雛形をもとに契約書を作成し、締結している。ただし、会計上のファイナンス・リース取引もオペレーティング・リース取引も、同様の雛形により作成した契約書を用いるため、第三者が契約書を見た際に、そのリース取引がファイナンス・リース取引なのかオペレーティング・リース取引なのか、判断ができない状況となっている。上下水道局はリース会計を適用しており、所有権移転ファイナンス・リース取引、及び所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース総額が 300 万円超のものを売買取引処理とし、逆に所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、

リース総額が300万円以下のもの、及びオペレーティング・リース取引を通常の賃貸借取引として会計処理を行う事としているが、上記の通り、契約書からはこれらの区分が非常に読み取りにくくなっている。会計上の処理に客観性を持たせるためにも、ファイナンス・リース取引の場合の契約書と、オペレーティング・リース取引の場合の契約書は、それぞれ違う雛形を用いて、リース取引の区分が客観的に判別できるようにすべきである。

#### （2）リース注記について【指摘】

現在長崎市上下水道局会計規程において、300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引に関しては通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとすると規定されているが、決算書上、リース注記において、上下水道事業共に「所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産」については、「リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。」と記載されており規程上との整合性が図られていない。整合性につき検討すべきである。

#### （3）現金管理方法について【指摘】

上下水道局の現金管理体制に関するチェックを料金サービス課、及びサンプルでピックアップした現金取扱場所に往査し、現金の管理体制についてヒアリングを行うとともに、ヒアリング時点における現金の管理状況を実査により確認した。現在現金の保管、管理に関しては現金出納員を設け、入出金の記録の提出と、月次で現金実査を行いその報告を提出している。ただし、月次の現金は実際においては、マニュアル上、現金取扱員の上席者の具体的なチェック方法の記載がないため、保管場所によっては上席者が自ら実査を行って確認する場合と、報告書の確認にとどまる場合など、統一されていない。現金実査を現金出納員のみに任せる運用は、現金の管理方法としてはあまり強い統制であるとは言えないため、月次報告時における上席者の業務をマニュアル上明記し、上席者のチェックがしっかりと入る体制を整え、統制を強化する必要がある。

#### （4）パスワード管理について【指摘】

現金取扱場所においては、上下水道局へ日々の出納業務を報告するためのシステム（エクセルベースで作成されている）があり、これを操作するにはIDとパスワードが要求される。ただし本システムのパスワードは、定期的に変更する指示はなく、実態としても過去から変更されていない。また、企業会計システムのアカウント管理に

において、定期的に担当者名や権限、パスワードの情報を経理課に集約をしているが、同様に、パスワードの定期的な変更迄は要求していない。セキュリティを一定以上に保つためにも、定期的なパスワード変更は必要であり長崎市情報セキュリティポリシーに照らして適切な運用（定期的なパスワードの変更）を行う必要がある。

#### （5）出納状況報告システムのアカウント発行について【意見】

上記にも記している出納業務を報告するシステムに関して、アカウントの発行が各現金取扱場所に対して1つであるため、各現金取扱場所の現金取扱員全員で1つのID、パスワードを共有しての運用となっている。システムのベースがエクセルとなっているため、アカウントの新規発行が他システムに比して労力がかかる点など、やむを得ない事情もあるが、こちらも長崎市情報セキュリティポリシーに照らして適切な運用（アカウント情報はできるだけ共有しない）を行う事が望ましい。

#### （6）収納の手計算について【意見】

令和元年度の過年度損益修正損（下水道事業）について、賦課誤りによる還付金が発生している。発生の原因は井水利用者の一部について、上下水道料金管理システムにおける汚水量計算において、システムへ登録された計算方法により手計算した結果をシステムへ入力する過程があり、その料金計算過程に誤りがあったことが発覚したためである。手入力による料金の入力は月に約250件程度発生するとの事であるが、今回の件が発覚した際に、他にも同様なことが起こっていないかのチェックは実施されており、今回の賦課誤りが他に派生する可能性は低い。また、システム改修を予定しており、今まで手計算だった部分もシステムで対応できるようになるとのことであるため、早期のシステム改修を検討されたい。

以上